

平成23年第5回教育委員会臨時会記録

平成23年11月7日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年11月7日(月) 午後4時15分～午後4時41分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

教育委員会事務局参事 田中 哲 庶務課長 北風 進

教育人事企画課長 佐藤 浩 教育委員会事務局事務統括指導主事 白石 高士

教育改革推進課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育課長 植田 敏郎 済美教育一長 玉山 雅夫

済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 本橋 正敏

中央図書館次長 堀川 直美 特命事項担当副参事 正田 智枝子
(子供園担当課長)

特命事項担当副参事 寺井 茂樹
(子供園担当副参事)

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第65号 図書(平成21年度小・中学校教師用指導書)の買入れについて

議案第66号 図書（平成23年度小・中学校教師用指導書）の買入れについて

議案第67号 杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例

議案第68号 杉並区立健康学園条例を廃止する条例

議案第69号 平成23年度杉並区一般会計補正予算（第3号）

議案第70号 杉並区高井戸温水プールの指定管理者の指定について

議案第71号 杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について

議案第72号 杉並区高円寺体育館外4施設の指定管理者の指定について

（報告事項）

- (1) 区立小・中・養護学校の芝生養生シートの放射線量について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
報告事項	
(1) 区立小・中・養護学校の芝生養生シートの放射線量について	4
議案審議	
議案第65号 図書（平成21年度小・中学校教師用指導書）の買入 れについて	6
議案第66号 図書（平成23年度小・中学校教師用指導書）の買入 れについて	6
議案第67号 杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例	7
議案第68号 杉並区立健康学園条例を廃止する条例	8
議案第69号 平成23年度杉並区一般会計補正予算（第3号）	9
議案第70号 杉並区高井戸温水プールの指定管理者の指定について	9
議案第71号 杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定につ いて	9
議案第72号 杉並区高円寺体育館外4施設の指定管理者の指定につ いて	9

委員長 ただいまから平成23年第5回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は田中委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が8件、報告事項が1件となっております。

日程第1、議案第65号から日程第8、議案第72号までのすべての議案は、平成23年第4回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがって、同法律第13条により、会議を非公開にしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、日程第1から日程第8、議案第65号から議案第72号までにつきましては、会議を非公開とし、報告事項の聴取の後に審議することにいたします。

それでは、日程第9、報告事項の聴取から行います。

「区立小・中・養護学校の芝生養生シートの放射線量について」の説明を、庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、区立小・中・養護学校の芝生養生シートの放射線量につきまして、ご報告をいたします。

過日、新聞報道でもございました今回の経緯でございますけれども、先週の11月2日の水曜日に、堀之内小学校の保護者の方が校長の許可を得まして、校内の放射線量を測定してほしいという申し出があり、測っていただいたところ、この養生シートから高い放射線量が出たという報告が2日の午前中にございました。

庶務課長と職員が午後に現場に伺いまして、校庭、それから体育館の裏の東側、それから当該シートの上、1cm、1m、それからシートから離れた1mを計測いたしましたところ、シート上1mで、いわゆる文部科学省で除染をすべき数値としての目安でございます1 μ Sv、時間あたりでございますけれども、を超える線量が測定されましたので、すぐに区の危機管理対策課に報告をいたしまして、再度、区の計測機器で計測をお願いをいたしました。

その結果、1cmで3.95 μ Sv/h、1mで1.13 μ Sv/hの数値が出ましたので、即座に文部科学省に報告しつつ、当該養生シートを撤去し、区内の施設に移動しました。その後洗浄を行いまして、再測定したところ、1cm高で0.13 μ Sv/h、1m高で0.09 μ Sv/hに下がりました。

これを受けまして、区内で21校芝生化をしておりますので、他の20校に対しても、11月4日、金曜日に、すべて測定にまいりました。内1校、荻窪小学校につきましては、養生シートを使っていないということで、19校の養生シートを測定しました結果が裏面の測定結果でございます。

この数値を見ますと、11月4日測定分でございますけれども、シート中心1cmの線量で、1 μ

Sv/hを超えた学校が天沼小学校外6校、計7校ございました。

区といたしましては、文部科学省の除染基準であります地上1mにおける1 μ Sv/hを超えてはおりませんが、保護者の皆さんの不安を勘案しまして、養生シート中心1cmの測定結果が1 μ Sv/h以上の学校につきましては、既に倉庫内に格納してございますが、倉庫内において、土のうによって遮蔽措置を講じまして、線量が倉庫の外で、一般の校庭内と同レベルまで下げるという方策を、早急にとることといたしました。各学校につきましては、本日付で当該方針については通知をしたところでございます。

なお、堀之内小学校におきましては、11月4日の夜7時から説明会が行われまして、区側から危機管理対策課長、庶務課長が同席の上、学校長が説明し、ご了解を求めたところでございますけれども、今後、区内の小中学校については、詳細な測定を求める意見であるとか、各学校に測定機器を購入してほしい等々の要望がございました。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

對馬委員 これ、また養生シートを使う必要が出た場合には、新しい養生シートを購入して使うということですね。

庶務課長 はい。当該7校につきましては、新しい物を買う予定でございます。

對馬委員 わかりました。

委員長 私は今、ご報告を聞いていてびっくりしたんですけれども、こういうものは直接、文科省に報告をするんですか。

庶務課長 1 μ Sv/h以上は報告義務がございます。

委員長 それでは、もう全国の教育委員会は相当数ありますけれども、そこから全部、文科省に直接行くわけですね。

庶務課長 まだ新聞報道はないんですが、都内でかなりの学校がやっていると思いますので、今後出てくる可能性はあるかと思えます。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

他に何かございますか。

それでは、結構でございます。どうもありがとうございます。

これから後は、冒頭にお諮りしましたように、非公開として審議を行います。よろしゅうございましょうか。

それでは、引き続き議案の審議に入ります。

日程第1、議案第65号「図書（平成21年度小・中学校教師用指導書）の買入れについて」、日

程第2、議案第66号「図書（平成23年度小・中学校教師用指導書）の買入れについて」、以上の2件につきまして、同じ内容の案件であることから審議を一括上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第65号及び議案第66号、「図書（平成21年度小・中学校教師用指導書の買入れについて）、及び「図書（平成23年度小・中学校教師用指導書の買入れについて）」の両議案につきましてご説明申し上げます。

当該契約につきましては、教科用図書の採択が行われた年度に、新たに教師用指導書を購入するにあたり、閲覧用の図書を除きまして、杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条により、契約権限が金額にかかわらず、課長に委任されていることから、受任者である教育委員会事務局庶務課長が、平成21年3月1日付で49,548,345円、平成23年2月25日付で60,494,490円の契約を、相手方東京都第一教科書供給株式会社と結んだものですが、本来は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、予定価格4,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を経て契約する必要性がありました。そのため、今般、改めて契約議案として議決を経る必要があることから、教育委員会の意見聴取に付されたものでございます。

契約内容は、平成20年度契約分は、小学校用指導書11教科5,442冊、新指導要領への移行対応版として中学校用2教科131冊、平成22年度契約分は、小学校用指導書11教科4,936冊、移行対応版としまして中学校用1教科38冊でございます。

本議案については以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

この度は、多くの関係者に多大なるご迷惑をおかけしましたことを謹んでお詫びいたします。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

直接この問題ではありませんけれども、この契約の相手方が東京都第一教科書供給株式会社なんです。この教師用そのものは、教科書会社でつくっているんじゃないんですか。

庶務課長 そうです。

委員長 それを全部ここが一括して取り扱うんですか。

庶務課長 教科書を供給する会社が、この指導書も一手に供給してございます。

委員長 そうですか。はい、わかりました。ありがとうございました。

他に何かございますか。

田中委員 教科によっても値段が違うんでしょうか。大体平均して1冊幾らぐらいのものなんでしょうか。

庶務課長 金額は非常に様々でございます。

田中委員 様々でしょうけれども、平均すると大体どれぐらい。

庶務課長 一番安いもので3,600円、一番高いのになりますと25,200円というのがございます。

委員長 その教科は何ですか、2万円というのは。

庶務課長 2万円は生活科でございます。

委員長 それで、一番安いのは何ですか。

庶務課長 一番安いのは国語でございます。

委員長 そうですか。

庶務課長 国語の書写ですね。

委員長 書写ですか。はい、わかりました。

宮坂委員 例年、やっぱり傾向というのはあるんですか。この教科は高いとか、理科、国語は安いとかってそういうのはあるんですか、傾向というのは。

庶務課長 今回2回の契約を見ますと、大体単価は一緒でございます。

宮坂委員 一緒。わかりました。

委員長 よろしゅうございますか。

宮坂委員 はい。

委員長 それでは、この件は特に異議もありませんので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次ですね。日程第3、議案第67号「杉並区教育委員会教育長の給料の特例に関する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第67号につきましてご説明申し上げます。

教育委員会事務局の所管に係る物品の購入契約にあたりまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき定める、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経るべきところ、議会の議決を経ずに契約をいたしました。

そのため、教育長から、教育委員会事務局の事務を統括し所属職員の指揮監督する者としての責任を痛感するとともに、再発防止に向け、教育委員会が一丸となって取り組んでいく決意をあらわすため、1カ月間、給料の10分の1を返納するとの申し出があったことから、この条例案を提出するに当たり教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

条例の内容でございますが、教育長の給料の月額、この条例の施行の日から起算して1カ月に限り、月額から、その100分の10に相当する額を減じた額とするものでございます。

最後に、施行期日ですが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

この内容は先ほどの2件と関連するものですか。

庶務課長 2件に関連するものでございます。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、これも異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は日程第4、議案第68号「杉並区立健康学園条例を廃止する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

区は、区立小学校に在学します、ぜんそく、肥満、虚弱及び偏食の児童を対象に義務教育を実施するとともに、恵まれた自然環境の中で健全な児童を育成するため、杉並区立南伊豆健康学園を設置しているところでございます。

この南伊豆健康学園は設置から37年が経過し、ぜんそくにつきましては、この間の医療技術の進歩により、薬を中心とした症状のコントロールができるようになったこと、また、肥満・虚弱・偏食につきましても、家庭や学校で規則正しい生活や運動を継続することにより、健康回復及び健康改善が実現可能であること等から、転地の必要性が薄れたため、今後は区内におきまして、健康教育等の充実や家庭との連携強化を図っていくことといたしました。

このことに伴いまして、南伊豆健康学園を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出するにあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

最後に、附則ですが、施行期日を平成24年4月1日とするほか、第2項として、杉並区職員定数条例の一部を改正し、南伊豆健康学園の廃止に伴い、同学園に関する規定を削除することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見がございましょうか。

よろしゅうございますか。

これは前にも伺いましたので、特に皆さんのご意見はないと思います。このまま可決してもよろしゅうございますか。

(「はい」の声)

委員長 では、異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

次は日程第5、議案第69号「平成23年度杉並区一般会計補正予算(第3号)」について上程し、

審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第69号「平成23年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」につきましてご説明を申し上げます。

議案を2枚おめくりいただきまして、補正予算概要の1ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が1事業でございます。

事務事業名、高井戸温水プールの改修でございますが、平成24年5月の開館に向けまして、現在、改修工事を行っております。この施設は杉並清掃工場併設施設の1つでございますが、高井戸温水プールの初度調弁に要する費用を今回計上させていただくものでございます。

内容といたしましては、温水プール、更衣室、プール控室に設置いたしますカーテン、すのこの等の一般用品類と、ワイヤレスアンプ、物品整理棚等、備品の購入に要する経費で、総額4,922,000円でございます。

1ページおめくりいただきますと、教育費の総額でございます。

教育費全体の補正前の額に、今回の補正額を加えました補正予算額は16,977,513,000円でございます。

議案69号につきましての説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございませうか。

それでは、このまま議決してもよろしゅうございませうか。

それでは、異議がございませぬので、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

次は、日程第6、議案第70号「杉並区高井戸温水プールの指定管理者の指定について」、日程第7、議案第71号「杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について」、日程第8、議案第72号「杉並区高円寺体育館外4施設の指定管理者の指定について」、以上3件については体育施設の指定管理者の指定のため、議案を一括して上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私からは、いずれも指定管理者の指定に関する3本の議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案第70号「杉並区高井戸温水プールの指定管理者の指定について」でございます。

資料3枚をおめくりいただきたいと思っております。

資料、「杉並区高井戸温水プールの指定管理者の指定について」でございます。

この施設につきましては、耐震補強及び修繕工事のため、現在、会館の全館の工事を行って

るものです。開設後は、高井戸区民センターとして親しまれている区民集会施設、高齢者サービス施設、そして温水プールなどを一体的に運営するため、新たに指定管理者を募集、選定したものでございます。

1の指定管理者候補者の概要でございます。杉並区高井戸温水プール、候補者名称が人材派遣の専門企業であります大新東ヒューマンサービス株式会社、また建物管理会社であります株式会社協栄、この2社による共同事業体でございます。代表団体は、大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

なお、この事業体につきましては、現在、区立の宮前図書館及び高井戸図書館の指定管理者をしているものでございます。

(2)、指定管理の期間につきましては、平成24年4月28日から平成29年3月31日までの約5年間でございます。

選定の経過につきましては、平成23年7月1日に公募を開始いたしまして、8月1日に公募を締め切り、5つの共同事業体の応募があったものでございます。その後、第一次審査、第二次審査を経て事業者を選定したものでございます。

3の選定方法につきましては、7名による選定委員会におきまして、別紙1のとおり、審査の評価基準を定め、一次審査、二次審査を行ったものです。

その結果、別紙2のとおり、「C」であります大新東ヒューマンサービス、協栄の共同事業体が合計点859点という得点をとりまして、選定されたものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、11月に第4回区議会定例会に議案を提出する予定でございます。また、来年4月からは管理の運営を開始するものでございます。

裏面の選定委員の構成は、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第71号「杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定」につきまして、また議案第72号「杉並区高円寺体育館外4施設の指定管理者の指定」につきまして、ご説明を申し上げます。

6枚おめくりください。

資料、杉並区体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

今回、3年間の指定管理期間が来年3月31日に切れるものでございまして、新たに事業者を選定する必要から行ったものでございます。

1、指定管理者（候補者）の概要でございます。

現在の指定管理者であるTAC・FC東京・MELTEC共同事業体を選定されたものでございまして、引き続き、上井草スポーツセンターの指定管理事業者の候補として選定されております。

主な事業といたしましては、体育施設の管理運営、また総合スポーツクラブ運営、健康管理システムの開発・販売などを行っている共同事業体でございます。

続きまして、杉並区高円寺体育館外4施設、高円寺体育館の他に妙正寺体育館、永福体育館、荻窪体育館、下高井戸運動場でございます。こちらも、現在の指定管理者である財団法人杉並区スポーツ振興財団が選定されたものでございます。

主な事業といたしましては、体育施設の管理運営、また各種スポーツ振興事業等、区と連携を図り、企画運営をしているものでございます。

両事業者とも、指定管理の期間につきましては、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間といたしました。

選定の経過等につきましては、7月11日に公募を開始いたしまして、9月22日に締め切りました。各施設とも3社ずつ計6社の応募があったものでございます。

第一次審査により、全6社が第二次審査に進み、現地視察、プレゼンテーション・ヒアリングにより事業者が選定されたものでございます。

裏面の方をご覧ください。

選定方法につきましては、5名によります体育施設指定管理者選定委員会におきまして、別紙1のとおり、第一次審査、二次審査を経て、業者を選定したものでございます。

審査項目におきましては別紙2のとおりでございます。それぞれ事業者の最高得点により、候補者として選定したものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、11月に第4回区議会定例会に議案を提出いたします。平成24年4月から管理運営を開始する予定でございます。

選定委員会の構成は記載のとおりでございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

対馬委員 上井草スポーツセンターの東京アスレティッククラブの1の業務遂行能力というところが、この3社の中で一番点数がポイントが低い、他の項目は全部高いですけども、低いと。それについて、例えば改善を要求したとか、そういうことはあるんでしょうか。

社会教育スポーツ課長 この件につきましても、やはり選定委員の会計士の先生がご指摘されまして、理由といたしましては、非常に収益はあるものでございますけれども、利益率という、それを会社に還元する率が低いということが1点ございまして、この点につきましては、事業者の方から、新規の事業を今、起こしているということで、そちらの方に資金を回しているという明確

な説明があったものでございます。

對馬委員 わかりました。

委員長 他に何かございますか。

71と72、3社ずつ応募があったというお話でしたね。その3社ずつというのは、競合しているものは1つもないんですか。

社会教育スポーツ課長 ええ、すべて違う業者でございます。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。

それでは、これを原案のとおり可決してもよろしゅうございましょうか。

(「はい、いいです」の声)

委員長 それでは、3件一括して異議がありませんので、70号から72号、原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

それでは、これですべての議案が終わりましたので、臨時会を閉じます。

庶務課長から、日程等について何かございますか。

庶務課長 特段ございませんけれども、明後日、定例会を2時から行いますので、よろしく願いいたします。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

どうもご苦労さまでした。